



荒木 三朗

質問

※1
「気候変動適応法」下の
避難情報は

町 状況に応じ適切に判断している

問

避難する前に特別警報が出れば逃げおくれたと判断され、自治体の判断能力が問われる。先手、先手の対応を必要としている。危機管理の中で情報伝達はどのようにしているか。

答

公共施設、小中学校等を中心に、また地域の公民館も含め44カ所指定している。今後は大雨等の災害が甚大化することが予想されるが、民間施設も重要な避難所になり得る場合もある。

答

避難勧告等の判断伝達マニュアルをベースにして、刻々と変わる状況にあわせて避難勧告等の指示を出すべきかを判断している。

問

避難所は公共施設が主であるが、民家の活用については、コミュニティを強化することによって、また迅速に災害から避難者を守るために必要ではないか。



町ハザードマップ

※1 気候変動適応法 自治体等に気候変動に適応するための、さまざまな努力義務を課す法律。

質問

気候変動適応法下の
農業政策は

町 適応計画の作成に向けて検討

問

災害時の避難誘導に関して、例えば気象予報士を任命するなど、専門的なスタッフを擁する考えは。

答

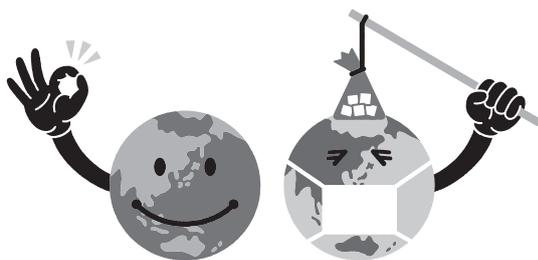
農業振興や農業に関する課題解決のため、県を含めた関係機関にて構成される那須町農業技術者連絡会議を2カ月に1度程度開催している。今後とも県及び関係機関と連携しながら、気候変動適応計画の作成に向けて検討を進めたい。

答

町の臨時職員や委託は現在考えていない。町が危機管理意識をどう持つのかということが非常に大事なことであり、どんなことも想定内で考え、避難勧告等も後手に回らないことが行政の責務である。今後は、宇都宮地方気象台と十分な連絡・情報共有をとって対処したい。

問

地球温暖化の影響は、農業生産にも大きな問題であり、災害の頻発や農作物の産地変化が予想される。これらに対する農業施策について町の対応は。



※「行政サービスについて」などの質問もされています。